

「日本人」の資格と血統主義の採用

—— 国民統合における家・戸籍・国家の連繫

遠藤正敬 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

はじめに

近代世界において勃興した主権国家は、ネーション・ステート（国民国家）という概念を理想的な骨組みとして発展してきた。国家の領域に在る国家構成員の区分—「国民」か「外国人」か—は、すべての近代国家にとっての主要な課題であった。一定の国家に所属する「国民」という公法上の資格であり、個人と国家を結ぶ政治的および精神的な紐帯とされたのが国籍である。

個人が国籍を取得する最も基本的な原因が出生である。周知のように出生によって国籍を決定する要素には、地縁と血縁の二つがある。出生地主義 (*jus soil*) は、地縁を個人と国家の紐帯として重視し、ある国家の領域内で生まれた者は、その国家の国籍を取得する。出生地主義は移民を主体とする多民族国家に多くみられ、移民の子孫に国民としての共同意識を与えて統合する上で、出生地の同一性に依拠するものであった。一方、血統主義 (*jus sanguinis*) は血縁を重視し、親の国籍を子が出生時に継承するものである。血統主義は同一文化をもつ同一民族により国家を形成するという民族主義に由来するものとされる。

このように国家が出生地主義、血統主義のいずれを基本原則とするかはイデオロギー的な要因も深く関わっている。ただし、この二つのいずれかを全く純粋な形で採用する国家は稀有である。一方を原則として採用しつつ、部分的に他方を併用するという形で、定住化した外国人の国籍取得に便宜を図るのが一般的であった。

日本では1899年に制定された国籍法が血統主義（父系）を採用し、戦後の全面改正（1950年）を経てなおそれは踏襲された。1984年の

法改正によって父母両系血統主義に改められたが、今日まで比較的純粋な血統主義を維持している。ただし、棄児や無国籍者の子が無国籍となるのを防ぐため、旧法の時から、子が日本で生まれた場合、父母ともに知れない時、又は父母ともに無国籍である時は日本国籍とすると定め、例外的に出生地主義を加味して救済を講じてきた。それでも、基本的に日本の「国民」観念における「血」の要素を重視する方針を貫いているといえよう。

近年、衆目を集めた国籍法改正として、2008年の最高裁違憲判決を受けて第3条第1項を改正し、日本人父と外国人母との間に生まれた婚外子（未成年）は、父の認知を受ければ届出によって日本国籍を取得できるものとした。これは「日本国民」の範囲を拡大するものとはいえ、日本人との親子関係に「我が国との密接な結び付き」（最大判平成20年6月4日民集62巻6、1367頁）を認めることを合理的とする基本姿勢を堅持し、むしろ血統主義に基づく「国民」観念を補強するものといえる。

こうした日本の国籍政策について、冷戦終結後の移民・難民の増大、外国人労働者の越境移動の日常化とその受入れ、といった国際的文脈から眺めた場合、その守旧性、閉鎖性が浮き彫りになる。日本と同じく伝統的に血統主義を原則としてきた国家でも、近年のグローバル化という押し戻せぬ現実に対応して「国民」の枠を広げるべく、出生地主義の比重を拡大させた弾力的な立法が行われている。

例えばドイツは、冷戦終結以後に急増した移民の受入れに伴う多文化社会化への対応として、1999年に国籍法を改正して出生地主義を大幅に加味し、出生による国籍取得の門戸を拡大した。これにより、子の出生の時点で親の一方が8年以上合法的にドイツに定住し、すでに永住

資格をもっているか、または3年以上無期限滞在許可をもっていれば、子がドイツ国籍を取得するものとした。このドイツのように、外国人の長期間の居住という事実と国家との結合性を認め、国籍取得の機会を保障するという柔軟な対応は、日本の国籍政策には見出しえないものである。

日本が血統主義を維持する理由は何なのであるか。法務省の言によれば、古代国家以来、「単一民族によって構成される国家であって、この伝統に由来する『血統』重視の意識」が日本社会に根強く、「『血統』は日本人又は日本国家の同一性に関わる問題」（『改正国籍法・戸籍法の解説』、8頁）とする国家意識が血統主義への執着と分かち難く結びついているようだ。

あらためて問われるのは、なぜ日本では出生地主義ではなく血統主義を選択したのか、という歴史的理由である。戦前から数多く上梓されてきた国籍法の解説書をもて、明治国家において血統主義が採用された立法者の意図が定かではない。

国籍法の成立過程について立法資料に基づき体系的な研究を残している田中康久は、「我が国では明治当初以来父系の血統主義を、明文規定のないまま施行していたのであり、出生地主義を採用しなければならない社会的状況も存在しなかったと思われる」と述べ（田中康久「日本国籍法沿革史（八）」、2頁）、血統主義を自明の原則として慣例的に採用したものと状況的に推測するとどまっている。

そこで本稿では、明治期日本の国籍法において血統主義が選択された積極的な理由を、立法者側の説明や議論を基に検討し、日本の近代国民国家としての出立において「血統」は国家権力によっていかなる意味を与えられていたのかを探ることとする。

1、近代国家における血統主義の意義

国籍取得の原則として血統主義を最初に明文規定したのが、1804年に制定されたフランス民法典、いわゆるナポレオン法典である。革命期フランスにおける血統主義採用の意図するところは、中世封建主義における個人の領土への従属性に対するアンチテーゼという意味が強かつ

た。すなわち、領土を基準にして国籍が決定されるという封建思想に替わる、人間の本質に適合した原理を実現しようというものであった。

血統主義といっても、子が継承するのは父の国籍のみとする父系血統主義が20世紀前半までは一般的であった。父系血統主義の採用は、子の継承する国籍を父か母のいずれかに統一しておかないと、父母の国籍が異なる場合に生まれた子が二重国籍となるおそれがあるため、という技術的な理由からであったとされる。だが、これは裏を返せば、各国の立法が「国民」の資格を決定する上で父系の血を当然に優先するものであり、「国民」の概念が家父長原理に拠って立つものであったことを物語っている。

個人の自律性が自然法として認められるに至った近代国家においては、何人も自分の意思に反する国籍の変更を強制されるべきではなく、一定の選択の自由を個人に認めなければならないという思想が台頭した。これが「国籍非強制の原則」として近代国家の実現すべき原理と考えられるようになった。

その一方で、家族・夫婦はすべて同一の国籍をもつべきである、という家族国籍同一主義の思想が近代国家においては流布していた。とりわけ夫婦国籍同一主義は、前述のフランス民法典を嚆矢として広く各国の立法に採用されていた。この目的はどこにあったかという点、国際結婚の夫婦が異なる国籍のまま暮らすと、夫婦間で国家への忠誠義務が衝突することとなり、社会集団の最も基本単位である家族の解体をもたらしかねない。そこでこうした国民意識の衝突を防止する目的から夫婦国籍同一主義は、第一次世界大戦の時代まで多くの国で採用された。ただし、一般には夫の国籍に妻が随従する形式であり、これは妻の自由意思を等閑視した家父長思想の表れであった。

2、明治国家の出立と戸籍による「国民」画定

日本で国籍法が制定されるまで「日本人」の範囲を確定する慣習法となったのが戸籍法である。1871年4月太政官布告第170号が公布され、これに基づき「全国総体ノ戸籍法」（同布告前文）として編成されるものとなったのが「壬申戸籍」である。

同布告前文には「戸籍人員ヲ詳ニシテ猥ナラサシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ」「去レハ其籍ヲ逃レテ其数ニ漏ルルモノハ其保護ヲ受ケザル理ニテ自ラ国民ノ外タルニ近シ。此レ人民戸籍ヲ納メサルヲ得サルノ儀ナリ」（傍点、筆者）として、人民は戸籍への登録によってはじめて「国民」として把握され、そこから漏れた者は国家の保護に浴することなく「国民ノ外」に放逐されることを強調し、人民の戸籍登録への自発性を喚起しようとした。

そして太政官布告第170号の第1則は「此度編成ノ法、臣民一般（華族士族卒祠官僧侶平民迄ヲ云以下準之）其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ漏スナキヲ旨トス」（傍点、筆者）と定めた。これより読み取れるのは、居住地主義によるネーションの定義である。人民は天皇の治める領土に帰属することによって均しく「臣民」たりうるのであり、それを公証するのが戸籍に他ならない。これが近代日本国家における「元祖日本人」の条理となった。

そのような壬申戸籍の規定する「日本人」の基準は対外的な関係においてはじめて実効性をもつ。その契機は幕末の「開国」を発端とする外国人の大挙入国であった。日本国内に外国人が定住し、国際結婚も増えると、生まれた子の国籍や、外国人配偶者の国籍をどう扱うかといった問題が発生したのである。

そうした問題に対処する必要から日本最初の国籍立法として具現したのが1873年3月に公布された「外国人民ト婚姻差許条規」（1873年太政官布告第103号）である。これは国際結婚に起因する国籍の得喪について定めたもので、外国人の妻となった日本人は日本国籍を失う、外国人で日本人の妻となった者は日本国籍を取得する、というように夫婦国籍同一主義を規定していた。

すなわち、「国籍」という観念がまだ制度化していない時期に、戸籍に入る、戸籍から出るという手続きを通じて、いわば戸籍主義によって「日本国籍」の得喪がなされるものであった。同時にそれは、民法によって法的に確立される以前の家に「日本人」という資格の基軸を置こうという配慮を示していた。

3、旧民法人事編の制定—日本が血統主義を採用した理由

1889年2月11日、日本国家の基本法として公布された大日本帝国憲法は「国民」の範囲について、第18条に「日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と規定した。この憲法第18条を受けて1890年10月7日、日本で最初の包括的な国籍法として民法人事編（1890年法律第98号）が公布された。これはフランス同様、単独の国籍法ではなく民法に国籍に関する規定を置く方法をとるものであった。

周知のように、民法人事編はお雇い外国人のフランス法学者、ポアソナードの主導により、フランス民法典に範を垂れたものであった。ゆえに民法人事編は、西欧の個人主義思想に立脚した内容が日本旧来の家族制度の「醇風美俗」を損なうものであるといった論駁を浴び、いわゆる民法典論争が議会内外で沸騰をみせた。この結果として未施行に終わり、「旧民法人事編」と世に称されるものとなった（以下、「旧民法人事編」とする）。

旧民法人事編はその第2章において「国民分限」、すなわち国籍の得喪について規定していた。これは、同法第1章で在日外国人は私権を享有することを規定したので、同じ民法中に「国民分限」について規定する必要がある、本国法による対人管轄権を明確にするためでもあった。

民法編纂の進められていた明治20年代後半とえば、在日外国人の数は中国人を中心に増加の一途をたどり、1890年には1万人に及ぼんとする勢いであった（表I参照）。中国人は外国人居留地に住むイギリス人の使用人として来日していたものが多かった。

この時期、日本の喫緊の対外的課題が不平等条約の改正であったのは多言を要すまい。ことに東京、大阪、横浜、神戸などに設定されていた外国人居留地の廃止は、条約改正交渉における重大な争点にのぼっていた。居留地は日本人と欧米人の接触を抑える目的で設置され、条約締結国の国民のみならず、居留地在留外国人に対しては治外法権が認められたので、戸籍法も適用外とされていた。この居留地が廃止されると、内地雑居となって内外人の交流拡大とともに国際結婚も増加し、内外人の混合世帯が頻出することが予測された。

こうした日本の国際的開放による外国人の受け入れという観点において、血統主義と出生地

主義のいずれに定めるかが立法論における焦点となった。旧民法人事編の第7条では出生による国籍取得について次のように規定していた。

日本人ノ子ハ外国ニ於テ生マレタルトキト雖モ日本人トス

父母分限ヲ異ニスルトキハ父ノ分限ヲ以テ子ノ分限ヲ定ム

原則として父系血統主義を採用するものである。ただし、第8条第2号で「外国人ノ子タルモ日本ニ生マレタルトキ」は日本国籍取得を認め、出生地主義を加味して無国籍発生の防止に配慮してはいた。

一体、なぜ日本では出生地主義ではなく血統主義を採用したのであろうか。

旧民法人事編が血統主義を選択した理由について、まず同法公布後に上梓された行政官や司法官による概説書にあたってみよう。奥田義人（内閣官報局長）は、出生地主義を「国土主義」、血統主義を「家属主義」と表現し、「近世ニ至リテハ諸国ノ法律漸次両親ノ関係ニ重キヲ措クヲ以テ主義トナス所以ハ他ナラス、国土主義ハ親子ノ情合ヲ疎遠ナラシメ子ノ意思ニ背戻スルヲ以テナリ」（奥田義人『民法人事編』、40頁）として、日本が出生地主義よりも血統主義を採用した理由を説明している。また、井上操（大阪控訴院部長）は、直接には日本の国籍法が血統主義を採用した理由について説明していないが、ローマでは血統主義（井上も「家属主義」の語を使用）を採用した理由は、「血統上の情誼は寧ろ産地の愛慕に優るへしとの推定に出づるなり」と推論している（井上操『民法詳解 人事之部 上巻』、31頁）。

旧民法人事編起草に際して内閣に提出された「民法草案人事編理由書」によれば、前記第7条第1項はフランスおよびイタリアの立法例に倣ったものである。ただし、ボアソナードは人事編草案の起草には携わず、完成した草案の討議、そしてその正稿作成を担ったとみられる（石井良助「民法草案人事編理由書解題」、7頁）。

人事編第2章の起草を請け負ったのは熊野敏三である。熊野は司法省明法寮からフランスのパリ大学に留学して日本人では初の法学博士となり、帰国後、司法省勤務のかたわら東京法学校で教鞭をとっていた。司法省参事官として1886年より磯部四郎、菊池武夫らとともに民法草案

編纂委員に任じられ、人事編の起草を担当するものとなった。

したがって、熊野がいかなる理由で血統主義を選択したのかが重要な鍵となる。「民法草案人事編理由書」には、日本が出生地主義を排して血統主義を採る理由については明瞭な説明がみられない。だが、旧民法人事編成立後に熊野が上梓した『民法正義 人事編』には、「国民分限」に関する立法方針について詳しく説明されている。

熊野によれば、1789年に始まるフランス革命が淵源となって「国民分限」の原則は、中世封建時代以来の「産地主義」から血統主義へと変わった。「各国産地主義ヲ捨テ血統主義ヲ取ルニ至リタル」理由は、「国民ハ元来人種ノ問題」にして「国民ノ性格ハ主トシテ土地ヨリ来ルニアラス、人種ヨリ来ルモノナリ」という人種主義的な国民観念を根本としており、「何トナレハ人種ノ特質タルヤ血統ニ依リ親子相伝フルモノニシテ毫モ産地如何ニ関係スルモノニ非サレハナリ」という如く、「人種ノ特質」は地縁よりも血縁によって決定されるとする思想的潮流に即したものと理解していた。

ただし、熊野においては、こうした人種の国民観の支柱となるべき「血統」は、生理的な意味ではなく、家と同じくする者、つまり家の構成員はすべて「日本人」でなければならないという意味での「血統」を指していた。

すなわち、出生地主義を採れば、外国人夫婦が日本で子を生んだ場合、子は「日本人」となるが「仮令ヒ日本ニ居住スルモ父母ノ家ニ生長シ本国ノ言語、風俗、思想ニ感染スルヤ必然タルヘシ」と想定される。従って出生地主義は「一家ノ関係ヲ破壊シ親子ヲシテ其本国ヲ異ニセシムルニ至ルヲ免レス」、さらに「両国ノ間開戦ニ至ラハ父子相戦フノ不都合」を生じかねない。これに対して「血統主義ハ一家ノ一致ヲ維持シ親子ヲシテ其本国ヲ同ウセシムル」ものであるから「真ニ人情ニ適シ天理ニ合フモノト謂フヘシ」という論理の下に採用されたのである（熊野『民法正義 人事編巻ノ一（上）』、47-48頁）。ここから、近代自然法の仰ぐ個人主義思想を、「一家ノ一致」を尊重する原則の下に服属させる立法精神が看取できよう。

また、旧民法人事編では国籍を喪失する原因

表I 明治期の在留外国人の内訳

年	中国	米国	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	その他	合計
1875	2,341	132	1,025	186	190	49	395	4,348
1890	5,498	972	1,748	559	353	50	527*	9,707
1910	8,420	1,633	2,430	782	534	117	981	14,897

※朝鮮人9人を含む

出典：法務省入国管理局『出入国管理とその実態』入国管理局、1959、8頁

として「外国人ト婚姻スル日本ノ女ハ日本人ノ分限ヲ失フ」（第15条第1項）など、妻が夫の国籍に随従する形で夫婦国籍同一主義を定めていた。これは、「夫婦ハ両体一心ヲ為シ婦ハ夫ニ服従ス可キモノナレハ其国民分限ヲ同ウス可キハ当然ノコトナリ」という男性優先の原則に立った上で、夫婦で国籍を異にすれば互いに服する法律を異にすることになるので「一家ノ一致ヲ維持シ夫婦ノ国民分限ヲ同ウスルハ最モ緊要ナリトス」（熊野、前掲書、74頁）という如く、家の安泰のために夫婦の国籍を統一させるという配慮に基づいていた。

旧民法人事編は「国の本は個人に在り。個人は権利の主体たる可し」と個人主義を仰ぎつつも、「今や我が立法者は人事、相続に関する規定を為すに当り大に従来の家族主義を保持し傍はら個人主義の幾分を交へたり」（亀山貞義『民法正義 人事編 卷之式（下）』、5-6頁）というごとく、その立法精神は家族主義を主、個人主義を従とするものであった点を看過してはならない。

家は「万世一系」の皇統を基軸にした「国体」の私的領域における縮図であり、家の維持は「国体」の安寧をもたらすものとされた。戸籍は家の秩序を媒介として「国体」のイデオロギーと結節するものとさえ考えられた。第1回帝国議会の戸籍法案審議（1891年1月29日貴族院）で、三浦安議員が「日本の戸籍法を重んじますものは之は日本の慣習上に於て誠に大事なことで即ち御国体上から云ひまして血統を貴び戸主を重んずると云ふことは抑々日本開闢以来の慣習」（『大日本帝国議会議誌 第1巻』、184頁）であると論じた如くである。

4、戸籍の「純血主義」と国籍法

旧民法人事編の臨終を受け、日本政府は民法、商法及び附属法を調査審議する機関として1892年3月に法学者を主体とする「法典調査会」（総裁は伊藤博文）を設置した。ここでの審議を

経て、旧民法人事編の立法方針をほぼ踏襲した国籍法（1899年法律第66号、以下、「旧国籍法」とする）が1899年3月16日に公布、4月1日より施行された。

本法は、第1条第1項に「子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス」と定め、父系血統主義を継承した。「日本人」たる血統を証明するものは戸籍となる。これについて、法典調査会の審議で三浦安が「第一條ノ所ニ在来ノ日本人ノ戸籍ニ入ツテ居ル者トカ云フ総括ガナイト面白クナイト思ヒマス」（『法典調査会国籍法並明治六年第三百号布告改正案議事速記録』、11頁）として、戸籍に記載された者が当然に日本国籍者であるという趣旨の規定が必要ではないかと提議していた点に明らかである。

民法親族相続編（以下、「明治民法」とする）の制定に伴い、戸籍法（1898年法律第12号）が明治民法と同じ1898年7月16日に施行された。ここに、「日本臣民」はすべて一つの家に属し、一つの戸籍に記載されるという「一家一籍」の原則が確立された。

この「明治31年式戸籍」において注視すべきは、次のように戸籍に記載される者の範囲を明示した点である。

第170条 戸籍ハ戸籍吏ノ管轄地内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ之ヲ作成ス

日本ノ国籍ヲ有セザル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ズ

すなわち、戸籍に登載されるのは日本国籍者に限られるという「純血主義」を規定した。

だが、壬申戸籍が日本の領土に居住する者を「元祖日本人」として登録した時から、戸籍に載るのは日本国籍者のみであるという条理は自明であったはずである。このことは法典調査会の戸籍法案審議（1898年5月7日）でも、委員の土方寧が本条文を指して「日本ノ国籍ヲ有セナイ者ハ本籍ヲ定ムルコトガ出来ナイト云フコトハ殆ンド言フヲ待タヌ・・・是レガアルト却テ疑ヒガ起ルヤウニ思ヒマス」（『法典調査会戸籍法第二

回議事速記録」、60頁）と述べていたところからも窺い知れる。そのような暗黙の了解事項が、あえて明治31年式戸籍に至って明文化されたのはなぜか。

これは、同時期に制定過程にあった国籍法案の内容と密接に関連するものであった。法典調査会の戸籍法審議（1898年5月7日）において、司法省民刑局長倉富三郎が次のように説明している。明治民法には「妻ハ家ニ入ル」「子ハ父ノ家ニ入ル」としているのに対し、国籍法案の方では必ずしも妻が夫の、あるいは子が親の国籍を取得するとは規定していない。よって「民法ノ規定カラ見ルト夫婦トカ父子トカ云フヤウナ関係ガアレバ同一ノ家ノ家族デアルヤウナ疑ヒガ出テ来ル。ソレデ一家ノ戸籍ニ編入スルト云フヤウナ場合モアリサウニ思ワレル」（「法典調査会戸籍法第二回議事速記録」、60頁）との危惧から、外国人と日本人の混合世帯が一つの「家＝戸籍」を構成するという事態を明確に否定するための規定が戸籍法に必要であると考えられた。

このような外国人の入家をめぐる議論は国籍法案の次なる条文に対応するものであった

第13條 日本ノ国籍ヲ取得スル者ノ妻ハ夫ト共ニ日本ノ国籍ヲ取得ス

前項ノ規定ハ妻ノ本國法ニ反對ノ規定アルトキハ之ヲ適用セス

第15條 日本ノ国籍ヲ取得スル者ノ子カ其本國法ニ依リテ未成年者ナルトキハ父又ハ母ト共ニ日本ノ国籍ヲ取得ス

前項ノ規定ハ子ノ本國法ニ反對ノ規定アルトキハ之ヲ適用セス

明治民法では、妻は夫の家に入り、子は父の家に入る結果として、父子、夫婦等の関係をなす者は当然、同一の戸籍に入ることとなる。だ

が、上記の第13・15条の第2項によれば、夫、父または母が日本国籍を取得するも妻や子がこれを取得しない場合が起こりうる。したがって「日本の国籍を有せざる妻又は子と雖も戸籍上に於ては民法の規定に依り夫又は父若くは母の家族となる如き奇観を生ずるに至るべし。是れ（戸籍法－筆者挿入）本條第二項に於て特に日本の国籍を有せざる者は本籍を定むることを得ざる旨を規定し仮令事実上に於ては親子、夫婦の関係あるものなるも戸籍上に於ては之を本籍人と認めざることを明かにしたる所なり」（臼井水城『戸籍法詳解』、388頁、傍点、筆者）という如く、前述の戸籍法第170条第2項は戸籍＝家の「純血」を本旨とする家族国籍一体主義の貫徹をはかる趣旨から挿入された条文であった。

5、家制度に従属する国籍—「血統」の擬制化

日本における家族国籍同一主義は、明治民法および戸籍法の織りなす家の原理による強い掣肘を受けるものとなった。旧国籍法では、旧民法人事編に比して、内外人間の婚姻、養子縁組、認知等の身分行為に基づく国籍の得喪を詳細に定めていた（表Ⅱ）。

その背景には、1894年7月にイギリスとの間で不平等条約が改正され、これに続いて欧米各国との間でも治外法権が撤廃されるに至ったことがある。この条約改正により、外国人に国内の居住の自由を保障するとともに、外国人居留地が廃止されたことで内外人間の雑居が公式に自由化されたことで、内外人間の身分行為が一層増加することが予測された。この改正条約の発効が1899年7月17日であったので、これに対応したものと考えられる。

旧国籍法では例えば、日本人が外国人の妻と

表Ⅱ 旧国籍法における家族法に基づく日本国籍の取得および喪失

	外国人が日本国籍を取得する原因	日本人が日本国籍を喪失する原因
身分行為の種類	日本人との婚姻(第5条第1号) 日本人による認知(第5条第3号) 日本人との入夫婚姻(第5条第2号) 日本人との養子縁組(第5条第4号) 夫の日本国籍取得への妻の随従(第13条第1項) 父の日本国籍取得への子の随従(第15条第1項) ^{※2)}	すべての日本人 外国人の妻となり夫の国籍を取得したとき(第18条 ^{※1)} 外国人による認知(第23条第1項) 夫の日本国籍喪失への妻の随従(第21条) 父の日本国籍喪失への子の随従(第21条)
		元外国人 日本人との離婚(第19条) 日本人との離縁(第19条)

※1 1916年に改正される前は「日本ノ女カ外国人ト婚姻ヲ為シタルトキハ日本ノ国籍ヲ失フ」となっていた。

※2 子が本國法において未成年であることが要件。

なって家を出れば日本国籍を喪失し、また外国人が日本人の妻として家に入れば日本国籍を取得するものと定めた。これは自己の意思による国籍変更ではなく、家の出入りによる戸籍の変動の効果として国籍の得喪が発生するものであった。すなわち、父（家長）を主軸とした家族国籍一体主義が個人の国籍得喪の自由を従属せしめたのである。

法典調査会の国籍法案審議（1898年）では、「日本人」となることを望まぬ者への国籍変更の強制となる夫婦国籍同一主義の合理性をめぐって議論が交わされた。しかし、結局は個人の帰属意識よりも、個人を束ねる家の「純血」が国家の基盤として優先されたのである。同じ席で梅謙次郎委員が「妻ガ夫ニ従フテ往キタクナケレバ婚姻ヲシナケレバ宜シノデアル。婚姻ヲスレバ夫ト同ジ国籍ヲ有シヤウ、一緒ニ往カウト云フ意思ヲ表示シタモノト看テ差支ヘナイ」（「国籍法並ニ明治六年第三百号布告改正案議事速記録」、22頁）と述べたように、婚姻の成立は妻が精神的にも夫への服従を誓約することを意味するという認識が、妻が夫の国籍に随従する形での夫婦国籍同一主義を正当化していた。

要するに、国際結婚や、夫または父の帰化に伴う家族の国籍変動について、核心となるのは、明治民法第732条における「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其ノ配偶者ハ家族トス」（傍点、筆者）という規定であった。この中の「家ニ在ル」という文言については、法典調査会において穂積陳重委員が「此『家ニ在ル』トカ云フコトハ同居シテ居ルトカ同ジ家ニ住ンデ居ルトカ云フコトニハ使フテ居ラナイ、戸籍ニ這入ルト云フコトニ為リマスカラ」（同上、25頁）（傍点、筆者）と説明している通り、「家ニ在ル」というのは同一の戸籍に入ることを意味した。

これについて、国際結婚の場合、外国人の夫が日本国籍を取得しても妻が原国籍のままにしておくと、戸籍上では戸主は日本人であるが妻は外国人の「家族」として記載されることになる。これは、「家族」すべてが「日本人」であるべきという「純血主義」を奉ずる家制度においては到底認められないものであった。

戸籍に表示される家の一体性と連続性は、家を構成する者は生来の血統を問わず、すべて「日本人」であることによって保持される。これ

が日本の国籍法における血統主義の骨格をなす独特な家族国籍同一主義であった。かくて日本の国籍法は家の原理に規律され、戸籍の「純血主義」は戦後に新憲法によって家制度が廃止されても生き続けるものとなった。

おわりに

戦前の日本国家において個人は家に従属する存在であった。個人が入った家すなわち戸籍の「血統」の一体性に同化するという家の統合原理は、国籍法における血統主義の採用を必須とするものであった。つまり、出生を起点とする国民意識の発揚のみならず、家を母胎とする「日本人」の創出に資するものとして血統主義が選択されたといえる。

血統主義の核心となる「家族」の形態の変化は、おのずと「国民」を画する基準を変化させていく。人の越境的移動は日常化して政治・経済・文化のさまざまな場面でボーダーレス化が進み、近代国民国家という概念がゆらぎ始めて久しい。各国では重国籍の容認や定住外国人の権利保障などの対応を図る結果、国籍政策はますます現実への柔軟な対応を迫られている。

今や日本でも外国人が世帯主となっている混合世帯は珍しくない。2012年から外国人にも住民基本台帳法が適用され、混合世帯も住民票に「家族」として反映されるようになった。だが、依然として外国人は戸籍に記載されないために混合世帯は戸籍上、引き裂かれる。そもそも戸籍に公示される「血」の同一性が純粹に「日本人」を規定するものではないことは歴史からみて明白である。にもかかわらず、「血統」という擬制に依拠して「国民」としての紐帯を生み出そうとする守旧的な国籍政策に将来的な共生社会への展望は見出せるだろうか。

引用・参考文献

- 石井良助「民法草案人事編理由書解題」石井編『明治文化史資料叢書 第三巻 法律編 上』風間書房、1959
- 井上操『民法詳解 人事之部 上巻』宝文館、1891
- 白井水城著、倉富勇三郎補訂『戸籍法詳解』明法堂、1898
- 奥田義人『民法人事編』東京法学院、1893

- 熊野敏三『民法正義 人事編卷ノ一(上)』新法註釈会、
1893
- 『大日本帝国議会誌 第1巻』大日本帝国議会誌刊行会、
1926
- 「国籍法並ニ明治六年第百三号布告改正案議事速記録」
『日本近代立法資料叢書』第6巻、商事法務研究会、
1986
- 溜池良夫「妻の国籍について」『法学論叢』第58巻第1
号、1952年1月
- 田中康久「日本国籍法沿革史(八)」『戸籍』第468号、
1983年8月
- 平賀健太『国籍法 上巻・下巻』帝国判例法規出版、
1950～1951
- 広渡清吾「国籍・市民権・民族所属性：「人と国家の関
係」の法的形象をめぐって」『専修法学論集』第120
号、2014年3月
- 「法典調査会戸籍法第二回議事速記録」『日本近代立法
資料叢書』第26巻、商事法務研究会、1986
- 法務省民事局内法務研究会編『改正国籍法・戸籍法の
解説』金融財政事情研究会、1985
- Prentiss Webster, *Treatise on the Law of Citizenship in
the United States*, Albany, N.Y., M. Bender, 1891,